

SDGs 展示会出展支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひょうご産業SDGs認証企業が行う展示会出展事業に対して、公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下、「センター」という。）が経費を補助し、ひょうご産業SDGs認証企業の新たなビジネス機会の拡大を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、ひょうご産業SDGs認証企業とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 県税に未納がある企業者
- (2) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象事業は、第2条に定めるひょうご産業SDGs認証企業の製品等を国内で開催される展示会において出展する費用とする。ただし、次に掲げる事業は除く。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率、補助金限度額及び条件は、下記の表のとおりとする。

	補助対象経費	補助率	補助金限度額	条件
ゴールド認証企業	出展ブース 借上料	1 / 2	24万円	認証書・認証事業概要等を展示会ブースに掲示すること
その他の認証企業		1 / 3	16万円	

(申請)

第5条 補助を受けようとする者は、申請書類一式（様式1及びその他添付資料）を理事長あて提出するものとする。

(審査・決定・通知)

第6条 補助金の交付は、前記の申請について、別途定める基準に基づき、補助金額を決定する。補助金の交付の決定は、理事長が通知書(様式4)により申請者に通知する。

(事前着手)

第6条の2 事情により、交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手承認申請書(様式2)を理事長あて提出するものとする。理事長は、申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、事前着手承認通知書(様式3)により、当該申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 第6条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請を取り下げることができる。

2 前項の申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(変更、中止)

第8条 補助事業者は、第1号に掲げる変更を行おうとする場合は、事業内容変更承認申請書(様式5)を、第2号に掲げる中止を行おうとする場合は、事業中止申請書(様式6)を理事長に提出しなければならない。

(1) 補助事業内容の変更

(2) 補助事業の中止

2 理事長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、事業内容変更承認通知書(様式7)又は事業中止承認通知書(様式8)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助の交付を決定された者は、速やかに事業に着手し、事業を完了した時は、その日から起算して30日を経過した日、又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに事業実績、収支決算がわかる書類等を添付した実績報告書(様式9)を理事長に提出するものとする。

(額の確定)

第10条 理事長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式10)により当該補助事業者に通知するものとする。

(請求及び補助方法)

第 11 条 補助事業者は、提出した実績報告に基づき、補助金額が確定した後、請求書(様式 11)を理事長あて提出する。理事長は、この補助事業者の請求に基づき、補助事業者が指定する口座に振り込む。

(交付決定の取消し)

第 12 条 理事長は、補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 第 8 条により事業変更を行い、事業計画が当初の計画内容に比べて同一性が認められない程度に大幅な変更となった場合。

(6) 第 2 条第 2 号及び第 3 号並びに第 3 条第 1 号及び第 2 号に掲げる暴力団等であるとき。

2 理事長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 理事長は前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の翌日から 15 日以内の期限を決めて、その返還を命じることができる。

2 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び延滞利息)

第 14 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞利息をセンターに納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第 15 条 補助事業者は、当該補助に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、事業結果について県又はセンターから照会があった場合は、協力しなければならない。

(立入検査等)

第 16 条 理事長は、補助事業の適正を期すため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はセンターの職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱によるほか、補助金交付に必要な事項は別途、センターが定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。